

改正

平成25年12月13日条例第49号

滝沢市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、滝沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(委員)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条に規定する者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、子ども・子育て会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。